

患者様へのご案内（保険医療機関における書面掲示）

○機能強化加算について

外来医療における適切な役割分担を図り、専門医療機関への受診の要否の判断等を含むよりの確で質の高い診療機能を評価したものです。包括的な診療を医療機関として、必要に応じ以下の対応を行うことができます。

- 患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行い、必要に応じ患者様へ説明を致します。
- 専門医師または専門医療機関への紹介を行います。
- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じております。
- 保険・福祉サービスに係る相談に応じております。
- 診療時間外を含む、緊急時の対応方法に係る情報提供を行っております。

○医療情報取得加算について

マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を積極的に推進しております。オンライン資格確認を行う体制を有しています。

質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療を行っています。

○医療 DX 推進体制設備加算について

オンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。質の高い診察を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。電子処方箋の発行を行っています。電子カルテ共有サービスを活用できる体制については現在準備中です。

○明細書発行体制等加算について

当院は療担当規則に則り明細書については無償で交付いたします。

また、自己負担のある患者様には診療報酬明細書・領収書を交付しております。

○一般名処方加算について

後発医薬品があるお薬については、患者様へのご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

医薬品の供給状況や、2024 年 10 月からは長期収載品については医療上の必要性があると認められない場合には患者様の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となります。

○長期収載品の選定療養の場合

2024 年 10 月から後発医薬品（ジェネリック）がある薬で先発医薬品の処方を希望する場合は、選定負担として保険外の負担が生じ、特別の料金が発生いたします。

○情報通信機器を用いた診療について

情報通信機器を用いた診療の初診の場合、向精神薬を処方しておりません。

○バイオ後続品使用体制加算について

当院では、バイオ後続品の使用に積極的に取り組んでおります。

○地域包括診療加算について

地域包括診療という取り組みが始まっています。特に、慢性疾患については、かかりつけ医を決めて管理をしていくことで、合併症の予防につなげていく必要があります。当院では健康相談の実施かつ敷地内禁煙、介護相談の実施、在宅医療の相談、予防接種の状況把握と相談、他院での治療や内服などの管理、夜間緊急時には 24 時間電話対応をしていることを改めてお伝えします。（介護支援専門員及び相談支援相談員からの相談にも応じます。）

また、患者様の状態に応じ、担当医師の判断により 28 日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。